

平成28年第9回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

平成28年12月20日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
(町長招集あいさつ)
- 第 3 議案第59号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 4 議案第60号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(18名)

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 酒井要君
- 6番 江守勲君
- 7番 小畑傳君
- 8番 上田誠君
- 9番 金元直栄君
- 10番 樂間薫君
- 11番 川崎直文君
- 12番 伊藤博夫君
- 13番 奥野正司君
- 14番 中村勘太郎君
- 15番 川治孝行君

- 16番 長岡千恵子君  
 17番 多田憲治君  
 18番 齋藤則男君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
総務課	長	山下誠君
財政課	長	山口真君
総合政策課	長	太喜雅美君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	歸山英孝君
住民生活課	長	野崎俊也君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	吉川貞夫君
農林課	長	小林良一君
商工観光課	長	川上昇司君
建設課	長	平林竜一君
上下水道課	長	清水昭博君
永平寺支所	長	山田幸稔君
上志比支所	長	酒井健司君
学校教育課	長	坂下和夫君
生涯学習課	長	山田孝明君
国体推進課	長	家根孝二君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局	長	佐々木利夫君
書	記	多田和憲君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る12月15日、町長より平成28年第9回永平寺町議会臨時会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを心より厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより平成28年第9回永平寺町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、16番、長岡君、17番、多田君を指名します。

～日程第2 会期の決定～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を本日1日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 平成28年第9回町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

ことしも残すところあと10日余りとなり、年末年始の準備にと慌ただしさを感じる季節となりました。議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと

心からお喜びを申し上げます。

第9回町議会臨時会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先月の25日に、永平寺町未来会議から国際交流、健康づくり、おもてなし、地域の活性化などの提案をいただき、今年15日に提案審査報告をさせていただきました。審査に当たりましては、新年度に事業として取り組めるもの、関係者との交渉が必要となるもの、会員や関係者と一緒にデモにより検証実験を実施したもの等、さまざまな角度から検討させていただき、採択は3提案、一部採択が5提案、継続調査が2提案となりました。今回の提案を新しい政策や地域の皆様と協働で取り組むモデル事業として生かしていきたいと思っております。

16日には、永平寺町商工会と日本政策金融公庫福井支店、そして町において地方創生に関する包括的連携協定を締結いたしました。昨年度から3者で取り組んでいる創業支援事業計画の連携強化や日本金融公庫の相談事業によるバックアップのほか、創業者向けのワンストップ相談窓口の設置等を進め、それぞれの強みを生かした産業振興と地域活性化に取り組んでまいります。

昨日、永平寺中学校におきまして開催されたすまいるミーティングでは、地域の隠れ家スポットをスタンプラリーで周遊させるイベントを行い誘客につなげる事業や、都会の人に農業体験をしてもらい、管理は地元の高齢者が行う雇用対策等の提案をいただきました。中でも、観光や誘客、町のイメージアップに向けた提案が多く、日本一の町にしたいとの生徒たちの思いや関心の高さがうかがえ、素晴らしいアイデアをいただきましたので、事業の参考にさせていただきます。

それでは、今回ご提案いたします議案等について申し上げます。

補正予算につきましては、一般会計の補正予算において、やすらぎの郷の児童館用トイレの修繕や、平成29年度からなかよし幼児園分園よしの園においてゼロ歳児保育を行うためのトイレ改修などを計上しております。

以上により、一般会計補正予算の総額は135万円となった次第です。これら歳出の財源となります歳入では、繰越金により措置をしております。

次に、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、介護休業の分割取得、介護に従事する場合の労働時間短縮措置等に係る法改正を受け、関係条例の一部改正を行うものです。

以上、臨時会に提案いたします議案等につきまして、その概要を申し上げます。

たが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第3 議案第59号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第3、議案第59号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第59号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算の提案理由のご説明を申し上げます。

歳出におきまして、やすらぎの郷の児童館用トイレの修繕や、平成29年度からなかよし幼児園よしの園において新たにゼロ歳児保育を行うためのトイレ改修のほか、地域における葬祭費補助の増額により135万円を計上するものでございます。

これらの財源となります歳入では、繰越金により措置をしております。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 議案第59号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,815万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、4ページから5ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

9ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目7支所費の葬祭費補助66万円の増額は、牧

福島及び栗住波地区における葬祭費補助対象者が当初見込み数より増加したこと  
に伴い、不足額が生じたため、補正するものでございます。

中段の款3民生費、項1社会福祉費、目6老人福祉施設費の修繕料23万8,000円は、やすらぎの郷の児童館用トイレがセンサー不良により使用不能となったことから、小便器を取りかえる必要があるため、補正するものでございます。

下段の項2児童福祉費、目4児童福祉施設費の修繕料45万2,000円は、平成29年度からなかよし幼稚園よしの園で新たにゼロ歳児保育を実施することに伴い、保育室の配置を変更し未満児用トイレを設置する必要があるため、補正するものでございます。

これら歳出の財源となります歳入では、8ページのとおり、前年度繰越金により措置をしております。

以上、議案第59号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についての提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

中村議員。

○14番（中村勘太郎君） 補正予算の件で一つお願いしたいと思います。

先ほどの全協でもちょっとお話をさせていただきましたが、この4ページの葬祭費補助の件についてよろしいでしょうか。4ページ。

ここに、説明書の4ページにあります、牧福島及び栗住波地区における葬祭費補助の対象について不足額が生じたためこういう補正をするということで、この件についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

この葬祭費補助については、事業は、当時のこの地域の絶大なる協力、理解をもって現在の上志比中学とかのグラウンドが整備された。また中部縦貫道路建設事業でも同じように、こういった地域住民、また地元の大変な理解、協力があって、今、この永平寺町のそういった協力とかそういう施設に貢献されているというふうに思っております。また、この事業に当たって、当時、地元の方との葬祭費補助については、いろいろな確認等でこの約束事が成り立ってこの事業の補助等に合意をして今現在に至っている。これは合併前からの件でございましょうけれども。これについて、大変な地元の理解があってこういったことで行政が取り組んでいる補助事業、これは大変理解できます。

しかし、現在、合併から10年以上たちまして、永平寺町としてやっぱり均衡のとれた行政運営を行うのが理想というんですかね、いろいろな取り組みを行っているところがございます。ここら辺について、そういったいろいろな現在の各地域、地区ごとの火葬場等々においても、今、葬祭はほとんどが地域で行われなく、また町外で葬祭を行っているという現状を鑑みまして、行政としてこの補助事業に対して、地域の方々に対して、この約束事は約束事だから口を出さないのでなしに、いろいろな町政ごととしてそういった確認、この補助事業に対しての町内のバランスというんですか、そういったものについて、当面、地域の方々のそういう話し合いはされているのか、または、これは決まっているものだからされていないのか、そういったことを、また今後どのようにしてこういうふうな方向性を鑑みて地元の方のご理解を得ていくのか、そういったことをちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 上志比支所長。

○上志比支所長（酒井健司君） お答えいたします。

2地区、栗住波地区と牧福島地区があるわけでございますけど、実は牧福島地区については、昨年交渉にまいりまして5年間の期限を切らせていただきました。それと、栗住波地区につきましては、今のところちょっと滞っている状態なんですけど、対策委員をつくっていただきまして話し合いをさせていただいているところでございます。それと、新年度に入りまして今もう役員さんが変更になっておりますので、新年度に入りましてまたお話に入ることによってやろうと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今確認をさせていただきましたところ、この牧福島区については5年間という、いつから5年間ということでしょうかね。それと、どういふ内容で話ができたのか、理解をいただいたのか、そういったことをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。

（午前10時15分 休憩）

---

（午前10時17分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

上志比支所長。

○上志比支所長（酒井健司君） ただいまの中村議員のご質問でございますけど、牧  
福島地区におきましては平成32年度、33年3月末までとするということで覚  
書を交わしています。というのは、当初つくってあります約定書、地区との交渉  
事の期限のところにつきましては、新しい火葬場ができるまでというような文言  
になっております。ですから、そこを変更するというような約定書にしていまい  
まして、期限を切るということになっております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） ありがとうございます。

栗住波地区、ほかの地区もございましょうけれども、本当に地元の方とのそう  
いった厚意があったことは腹に入れてね、また大切に地元の方との話をされて  
進めていただければというふうに思っております。

ありがとうございます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第59号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についての件を原案の  
とおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第60号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の  
一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 日程第4、議案第60号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等  
に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。



○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第60号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正を受け、本町において関連条例につきましてもその内容に準拠するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今回の条例改正の目的ですが、平成29年1月1日から施行される地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を受け、本町における関連条例につきましてもその内容に準拠するものでございます。

大きく3点ございます。1つ目に育児休業の対象となるこの範囲の拡大、2つ目に介護休業の分割取得、3つ目に介護のための所定労働時間短縮措置でございます。

改正条例は2条立てとしており、第1条では永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第2条では永平寺町職員の育児休業等に関する条例を改正するものでございます。

それでは、議案書の10ページ、下4行目からお願いいたします。

改正条例の第1条関係でございます。

まず条例第8条の2ですが、育児を行う職員の早出遅出の勤務の対象となる子は実子とされておりましたが、対象を3種類拡大するものです。1つ目は、家庭裁判所に特別養子縁組を請求中で、現に監護されている者、2つ目は、養子縁組里親である職員に委託されている者、3つ目は、規則で定める者となっており、規則では養育里親に委託されている者と規定されております。

議案書の11ページの5行目のほうをお願いいたします。

第8条の3は、育児、介護を行う職員について、深夜勤務及び正規の勤務時間以外の勤務、いわゆる超過勤務を制限できるという内容の規定でございます。第8条の3の改正箇所でございますが、超過勤務に関する規定があることから、見出しに「及び超過勤務」を追加するものでございます。

また、現行の第2項の超過勤務と第3項の第8条第2項に規定する勤務は同じ

ことを指しておりますので、改正では、第2項で超過勤務を定義させていただき、第3項でこれを引用することとしております。第4項の改正では、育児を行う職員についての規定を介護を行う職員にも準用するという規定でございます。

11ページの下から4行目をお願いいたします。

条例第11条は、休暇に介護時間の文言を追加するものでございます。

同じく第15条は、介護休暇の分割取得に関する改正です。介護休暇を、町長が定める6カ月以内の期間において、3回に分けて取得できるようにするものでございます。

次に、12ページ5行目、条例第15条の2、介護時間の新設に関する改正では、介護時間は3年の期間中、1日につき2時間まで勤務しないことができるというものでございます。

12ページ中段、条例第16条は、介護時間が新設されたことによる文言等の追加でございます。なお、「任命権者」が「町長」の変更となっております。

続きまして、同じページの改正条例第2条、永平寺町職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。

まず第2条の2は、育児休業の対象となる児童の規定でございます。育児休業法の改正により、先ほど議案書の10ページから11ページにかけご説明した改正条例第1条、勤務時間条例及び規則に規定と合わせ、対象となる子の対象範囲の見直しを行っております。

12ページの下から2行目の第3条は、育児休業取得の要件に関する規定の改正でございます。育児休業法では、育児休業は1人の子について原則1回取得できることとなっておりますが、条例で定める特別の場合はそれ以上の回数取得できることになってございます。これを受けて、現行の条例でも2つの特別の事情を規定しておりましたが、この規定は職員の実子のみを前提としておりましたが、今回の法改正によりこの対象範囲が養子等まで拡大したことにより、特別の事情を追加するものでございます。

13ページ中段の第11条の改正は、育児短時間勤務取得の要件に関する規定の改正でございます。これにつきましても、この対象範囲が拡大したことによる特別の事情を追加するものでございます。

13ページ下段の第21条の2項は、育児休業法の規定による部分休業の対象に介護時間を加えるものでございます。

なお、施行期日は、法改正に合わせ平成29年1月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第60号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時27分 休憩）

---

（午前10時27分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところご参集をいただき、ここに全日程を終了いたしました。心より厚く御礼を申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の特段のご協力をお願い申し上げ、平成28年第9回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、本臨時会にご提案申し上げました平成28年度補正予算と条例の一部を改正する条例の制定について、慎重にご審議をいただき、そして妥当

なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、18日には、太鼓祭日本一決定戦の西日本大会で優勝された永平寺龍童太鼓が、さいたま市で開催された全国大会の舞台において健闘されました。また、先月末に開催されたミニバスケットボールの県大会において松岡ミニバスケットボールチームが7年ぶりに優勝しており、今月24、25に金沢市で開催される北信越大会に出場されます。さまざまな方面で頑張る町の子どもたちの姿は、保護者の皆様のみならず地域の方にも感動を与え、町を元気にします。次世代を担う子どもたちの支援について、しっかりと取り組んでまいります。

これから寒さが日々増してまいります。議員の皆様方におかれましては、この1年、町政発展のため大変お世話になり、まことにありがとうございました。健康には十分ご留意をいただき、引き続きご活躍いただきますとともに、ご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

あわせて、議員の皆様、町民の皆様におかれましては、よき新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

(午前10時29分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員